IV 関連書式

	※申立後は	,家庭裁判	所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。					
	受付印		後見 保佐・補助 開始申立書 ※いずれかを〇で囲んでください。					
			(収入印紙欄)					
++D+	開始申立てのみは、800円分 (収入日紙 (申立費用) 円 収入日紙 (登記費用) 円 予納郵便切手 円 ※貼った日紙は7冊引しないでください。							
申立日を記入します。	静岡 家庭	廷裁判所 年 月	御中 財 立 人 の 日 日 本 よ い 日 日 よ よ よ り 日 日 よ よ り					
	添付書類		簡謄本、本人の住民票又は戸籍の附票、成年後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 記されていないことの証明書、診療書 担当者の連絡先はP59の連					
	申	住所	〒 000 - 0000 静岡県ふじのくに市瀬奈町 200番地					
	<u>'</u>		電話 ○○○ (●●●)○○●● 携帯電話 () (方) FAX ()					
		フリガナ 氏 名	フジノクニシチョウ シズオカ タロウ 大正					
		職業本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子() 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 本人 分 市区町村長 7 その他()					
	本	本籍	都 道 静岡 府 県 静岡市 ○○ 3丁目 1番地 □申立人と同じ 〒 ○○○ - ●●● 電話 ○○○ (●●●) ○○●●					
		住民票の住所	ふじのくに市 〇〇 3丁目1番地 施設・病院名等 住民登録地を正確に記載します。					
	人	施設・病院の入所先	■入所等していない 〒 — 電話 ()					
		フリガナ 氏 名	ハママツ フミカ 浜松 文化 男・仮 ^{大正} 8年 2 月 4 日生					
	※ 口 成 申 年 立	住 所	〒 — 電話 () 携帯電話 FAX ()					
	- 後見人	フリガナ 氏 名	田和 年 月 日生 平成					
	・ 等 じ 候 補	職業	リーガルサポート静岡支部に推薦依頼中					
	者	本人と	1 配偶者 2 父母 3 子 () 4 兄·弟·姉·妹·甥·姪					

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

申立ての趣旨 ※1. 2. 3いずれかをOで囲んでください。

- (1)本人について**後見**を開始するとの審判を求める。
 - 2 本人について保佐を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号((1),(2))も○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める

記

3 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず, 以下の当てはまる番号 ((1), (2)) を○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由及び事件の実情

中立しの柱田及しずけの天頂
本人は、 ☑ 認知症 □ 知的障害 □ 統合失調症 □ その他 () により判断能力が低下しているところ、
本人に、 ☑ 預貯金等の管理 □遺産分割 □相続放棄 □訴訟・調停
☑ 不動産の管理・処分 □ 施設入所 □身上監護 □保険金受領
□ その他() の必要が生じた。
(特記事項)
本人は、現在単身で、在宅生活中。平成20年頃に認知症を発症し悪化しています。
現在は、金銭管理や福祉サービスの契約締結に支援を必要とする状況です。
本人には支援が期待できる親族がなく、親族からの申立てができないため老人福祉法32条の
規定に基づき後見開始の審判を申立てます。

費用上申

☑ 本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

54

	※申立後は	t,家庭裁判	川所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。
	受付印		後見・保佐・補助 開始申立書 ※いずれかを〇で囲んでください。
	収入月紙(申至収入月紙(登話)子納郵便切手		保佐・補助開始申立て十同意権付与十代理権付与のときは2400円分
申立日を 記入します。	静岡家原平成	建裁判所 年 月	御中 申 立 人 の 胃 名 押 印 スは記名押印 ふじのくに市長 静岡 太郎 印
	添付書類		類形本、本人の住民票又は戸籍の附票、成年後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 担当課の電話番号を記入してく ださい。
	申	住所	〒 000 - 0000 静岡県ふじのくに市瀬奈町 200番地
	並	フリガナ	電話 OOO (●●●) OO●● 携帯電話 () (方) FAX ()
	人	氏 名 職 業	ふじのくに市長 静岡 太郎 昭和 年 月 日生
		本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 () 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 本人 6 市区町村長 7 その他 ()
	本	本 籍 住民票 の住所	新 道 静岡 府 東 ふじのくに市 ○○ 2丁目 3番地 □申立人と同じ 〒 ○○○ - ●●● 電話 ○○○ (●●●)○○●● ふじのくに市 ○○ 2丁目3番地
	人	施設・病院の入所先	施 設 ・ 病 院 名 等 ■入所等していない 〒 — 電話 ()
		フリガナ 氏 名	ハママツ タロウ 浜松 太郎
	成年口	住 所	〒
	後申見立人	フリガナ 氏 名	昭和 年月日生 平成
	等と 候同	職業	静岡県社会福祉士会ぱあとなあ静岡に推薦依頼中
	補じ 者※	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 () 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 その他 (

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は,□にチェックをしてください。その場合は,成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

申 立 て の 趣 旨 ※1. 2. 3いずれかをOで囲んでください。

_			3
7	木したへいて発し	まな問かさる	との審判を求める。
	- /4 ハバー フィ・し 1女 り		こりが出てれなりる。

2本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号((1),(2))も○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
 - (2) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める

記

3 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず,以下の当てはまる番号((1),(2))を○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由及び事件の実情

本人は、□認知症 ☑ 知的障害 □統合失調症 □ その他 () により判断能力が低下しているところ、
本人に、□ 預貯金等の管理 □ 遺産分割 □相続放棄 □訴訟・調停
□ 不動産の管理・処分 □施設入所 ☑身上監護 □保険金受領
□ その他 (現在、後見等申立てが必要な状況を記入してください。 が生じた。 おた、市長申立ての根拠法を明記してください。
(特記事項)
本人には、知的障害があり、一人暮らしの生活には、福祉サービスの利用が必要な状況です。
また、在宅生活で訪問販売の契約をして多額の負債を抱えたこともあり、各種の契約締結に
支援が必要な状況です。身寄りがなく親族の申立ては期待できませんので、本人の福祉を図るた
め、知的障害者福祉法第28条の規定に基づき、保佐開始の申立てをします。
なお、静岡県社会福祉士会ぱあとなあ静岡に、候補者推薦の内諾を得ています。

費用

□ 本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

	※申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。								
	後見・保佐・補助 開始申ュ ※いずれかを〇で囲んでくださ								
	収入印紙(申立収入印紙(登記		四 開始申立てのみは、800円分 保佐・補助開始申立て+代理権付与のときは1600円分						
申立日を記入します。	予納郵便切手	E裁判所	円 保佐・補助開始申立て+同意権付与+代理権付与のときは2400円分 申 立 人 の 御中 署 名 押 印 おじのくに市長 静岡 太郎 印						
	平成	年 月	日 又は記名押印						
	添付書類		理解を、本人の住民票又は戸籍の附票、成年後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 担当課の電話番号を記入してく ださい。 担当者の連絡先はP59の連						
			〒 000 - 0000 絡先等の届出書により提出。						
	申	住 所	静岡県ふじのくに市瀬奈町 200番地 電話 ○○○ (●●●)○○●● 携帯電話 ()						
	<u> </u>	フリガナ	(方) FAX () フジノクニシチョウ シズオカ タロウ 大正						
	人	氏 職 業	3007 に们を 静岡 久即 _{平成}						
		本人との関係							
	本	本籍	都 道 静岡 府 (身 ふじのくに市 ●● 4丁目 7番地						
		住民票の住所	□ 申立人と同じ 〒 ○ ○ ○ - ○ ● ● ○ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●						
		施設・病院							
	人	の入所先	電話 ()						
		フリガナ	ハママツ ジロウ 大正 (男)・女 23 年 8 月 7 日生						
		氏 名	美松 次郎 「現・女 で 23年 8 月 7 日生 平成						
	成 年□	住 所	〒						
	後申	フリガナ	昭和						
	見立 人人		年 日 日北						
	等と 候同 補じ	職業	静岡県弁護士会に推薦依頼中						
	者※	本人との関係							

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は,□にチェックをしてください。その場合は,成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

申立ての趣旨 ※1. 2. 3いずれかをOで囲んでください。

1 本人について 後見 を開始するとの審判をス	・求める。	める。
---------------------------------------	-------	-----

2 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号((1),(2))も○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

3 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず、以下の当てはまる番号((1),(2))を○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ② 本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由及び事件の実情

本人は、□認知症 □ 知的障害 ② 統合失調症 □その他() により判断能力が低下しているところ、本人に、□ 預貯金等の管理 ② 遺産分割 □ 相続放棄 ② 訴訟・調停 □ 不動産の管理・処分 □ 施設入所 □ 身上監護 □保険金受領
□ その他 (現在、後見等申立てが必要な状況を記入して伏さい。 また、市長申立ての根拠法を明記して伏さい。 (特記事項)
本人は、精神障害者であり、昨年12月に母が死亡後、単身生活を送っています。
今後、相続手続きを行い遺産受領後は、生活保護法63条による返還手続きを行う必要があります。
また、訪問販売で高額な契約をしてしまい支払いに窮したこともあり支援を要する状況です。
協力的な親族がおらず、親族による申立てができませんので、本人の福祉を図るため、精神保護及び
精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき補助開始を申立てます。

費用

□ 本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

上申

連絡先等の届出書(□変更届出書)

(※口の部分は該当箇所にチェックをつけてください。)

1	私に対する書類は次の場所に送付(送達)してください(送付・送達場所の届出)。
	□ 申立書記載の住所のとおり□ その他の場所場所:場所と本人又は送達受取人との関係: □住所 □就業場所(勤務先)
	□ そ の他
2	私に対する書類の送付(送達)は、上記の届出場所へ、次の人に宛てて行ってください (送付・送達受取人の届出)。
	氏名:(本人との関係)
3	
	し固定電話番号(□自宅/□勤務先): ▼
	□ どちらに連絡があってもよい。□ できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。
4	非開示希望の申出
	□ 連絡先等の届出書(本書面)について非開示を希望する。 非開示を希望する理由:
*	1ないし3について他の当事者に見せたくない場合には、4「非開示希望の申出」の「非開示を希望する」にチェックをつけて理由を記載の上、提出してください。
	連絡先等について非開示を希望する場合には、原則として、開示により当事者や第三者の私生活・業務の平穏を 害するおそれがあると解し、開示することはしない取り扱いになっております。
	平成年月日
	□申立人/□相手方 氏名: 印

平成 年(家)第 号

非開示の希望に関する申出書

* この申出書は、 <u>非開示を希望する書面がある場合だけ</u> 提出してください。
* 提出する場合には,必ず,非開示を希望する書面ごとに申出書を作成
<u>し、申出書の下に非開示を希望する書面をステープラー(ホチキスな</u> ど)で付けて一体として提出してください(ファクシミリ送信不可)。
と/ でかけて 神として延出してくたさい (ファクフミリ込信作り/。
<u>添付されていない場合,非開示の希望があるものとは扱われません。</u>
※ 資料の一部について非開示を希望する場合は、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。
※ 非開示を希望しても,裁判官の判断により開示される場合もありますので,あらかじめご了承ください。
1 別添の書面については、非開示とすることを希望します。 非開示を希望する理由は、以下のとおりです(当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です)。
□ 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
□ 当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。
□ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
□ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著し 〈害するおそれがある。
口その他
2 上記1のいずれにチェックした場合でも、その具体的な理由を記載してください。
平成 年 月 日

氏

印

診 断 書 (成年後見用)

1 氏名	i		生年月日	т.	S·H	年	月	日生(歳)
住所	Ť								
2 医学	学的 診断 行名								
		.%	後見等開始のため	.(一)十 「特書)	申上の暗	宝」に	トス能力	の紙下が	心亜で
す。		*	ØZC+FI7135□▽27=□	/I〜Iの ' 作月T	Ŧ ┸		トるほど	ינין עשוכטי	沙安(
所	見(現病歴)	現在症,重症	度、現在の精神は	態と関連	する既往	症・合	併症なと	<u>*</u>)	
			(該当する場合)	こチェック	口遷如	生性意識	章書 [□重篤な意	識障害)
3 判制			「主治医の方へ」を			いずれか	にチェッ	クしてくだ	ださい。)
_			rすることができた rするには、常に抄			(担壮	田水ノ		
			するには、援助が						
		を単独で管理	■・処分することか	できる。					
	Eの根拠】 見当識 E	1時(口回答)	できない 口回	空できる)	提所	(口同签	できかし	ハ 口回答	冬できる)
			(口できない 口で		790171		C = 40		1 (5 %)
(2)			口できないとき	-					
(3)			间用(銀行などと) 口できないときか						
(4)			口問題があり程	-					_
_			答えられない						,
(5)			できない □(折力が極めて障害:	されている	П)
(7)	脳の萎縮・損		い 口部分的に		· ·	口不明			,
(8)	各種検査	- /-	-	- -		—			-14-\
	☐ HDS ☐ MMS	-R (□ E (□	点, 点,	年 月 年 月				能 □未実 能 □未実	-14-5
	□ その他		AW,	т /,		., L.			J)6/
(9)	その他特記事	項							
【備考	が大人以外の	情報提供者な	:ど)]						
以上のと						平成	<u> </u>	年 5	月 日
病院名						番号			

平成25年1月改訂

 ↓上のとおり 診断 します。		平成	年	月	日
病院名・所在地		電話番号			
担当医師氏名	印	(担当診療科名)			

	大況・症状に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
能, ③原	.怨」とのる。 犬態:脳損傷の後,以下の6項目を 尿失禁,④意味のある発語不能,⑤ 思識不能)			
	知的障害」である。			
	: * 概ねIQ40以下,* 療育手帳で : 3.45.c 3.4.2	最重度または	は重度の判定)	
	認知症」である。 : 改訂長谷川式簡易知能スケール1	1占以下 *	· NAMOE 1 A 占いす	- 7)
(19.	成別及音川以間勿知能入)が「	1.赤灰 15、1	·MINIOLITA从以	.,
	況・症状が前記1のいずれにも該 ヽずれかにチェックが入っていれば以			〔にご記入ください
2 本人の能	能力に関する事項			
	は年後見制度や申立ての意味を	理解して、『	申立ての内容や後	:見人等選任について意見を述
べることが	「可能な状態でしょうか。			
	や申立ての意味を理解して意見			•
	言葉・筆談等で周囲の者と意思	東通ができた	ょいか,できるよう (ニみえても意味が通じない, また
	は通じないことが多い。	レキラリンフリ		
	痛みを訴えるなどの生理的要求は き思なるける能である。	「めるか、 て れ	に以上のやりとりは	. ("さい。
· -	意思疎通は不能である。 でや申立ての意味を理解して意見	を述べるこ	とけ可能である	
□ 耐度		でを与いるこ	こるである。	
			,	
3 鑑定に関	関する事項			
(1) 今後 , 家	『庭裁判所から精神鑑定の依頼 <i>』</i>	があった場合	(鑑定医は精神和	4医師でなくても結構です)
	!当できる。			
· — · — ·	当できない。			
	3当できないが,他の医師を紹介で	できる。		
氏名:	5	,	エ イ /	
所属病院 電話番号	=	(科)	
	。 当していただける場合の希望			
	用(5万円程度でお願いしておりま	E す)		
	込みで, 万円で引き受ける			
	間(多くの場合1か月前後でお願		す)	
鑑定には	は,日間必要である。			
	作成の手引(鑑定書の作成につい	て説明した	冊子)の送付につ	いて
. —	≦付してもらいたい □送付は不			
	書の送付先(正式な鑑定依頼は	, 申立人が	鑑定費用を当裁判	判所へ予納した後に, 改めて文書
でご連絡に	,			
□担	3当医師 口病院 口その他(•)	

付票2 本人の状況について

1 本人の現在の生活の場所(該当する項目にチェックを入れてください)	
□自宅で一人で生活している。(ア, イのいずれかを「○」で囲む) ア 家族が訪問するなどして介護している。 イ 介護サービスを受けている。 □自宅又は家族の住居で家族と同居している。 同居者名(本人との関係)(本人との関係)	
 ☑病院,療養所,老人ホームなどの施設に入院・入所している。 病院・施設名 <u>ふじのくに病院</u> (担当者名) 所在地 〒 ○●○-○○○ 静岡県ふじのくに市 ○○ 2-1 電話番号 <u>0123-45-6789</u> ☑転院・移転予定あり(平成 28 年 11 月頃:移転先 ふじのくにホーム)
□転院・移転予定なし 2 本人の日常生活の状態(該当する項目にチェックを入れてください)	
□寝たきりである。 ☑ほとんど寝たきりであり、排泄・食事など全面的に介護を要する。 □寝起きはできるが、排泄・食事などの世話を必要とする。 □身の回りのことは、ほぼ自分でできる。 □身体面で特記事項があれば、お書きください。	
3 介護認定・手帳交付の有無(該当する項目にチェックを入れてください)	
☑介護認定(要支援 1・2 , 要介護 1・2・3・④・5) □手帳交付あり(当該手帳のコピーを添付してください) □療育手帳(□A □B) □精神障害者保健福祉手帳(□1級 □2級 □3級) □いずれもなし	
4 本人の心身の状態(すべての項目にチェックを入れてください)	
 (1) 意識が □ある ☑ほとんどない □全くない (2) 物音や人の動きに対して □反応する ☑あまり反応しない □全く反応しない (3) 問いかけに □応じる ☑あまり応じない □全く応じない (4) 家族の識別が □できる ☑あまりできない □全くできない (5) 具体的要求(食事,排泄など)を □伝えられる ☑あまり伝えられない □全く伝えられない (6) 喜怒哀楽の感情を □表現できる ☑あまり表現できない □全く表現できな(7) 意思表示が □できる ☑あまりできない □全くできない (8) 物事を □理解できる ☑あまり理解しない 全く理解しない (9) 会話が □成り立つ ☑あまり成り立たない □全く成り立たない 	

(2) (3) (4) (5) (6)	家族の自分の昔ので	か名前 か財産 ことを	を の内容 「 を 「	 	□言える □理解し ☑全く!! 憶えてい 憶えてい	っている アマン アンマン アンマン アンマン アンマン アンマン アンマン アンファン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン	まり憶えなし時間が	い は理解し ていない たつとご	\ □全< 忘れてし	く憶えていない	
6 7	た人の≒	判断能	力(ii	亥当す.	る項目に	チェック	を入れて	ください	١)		
 □ 一人で日常生活をするのに問題はないが、重要な財産行為(不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り)は、誰かが代わりにやった方がよい。 □ 日常の買い物などはできるが、重要な財産行為(不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り)をするには、援助が必要である。あるいは、必要な場合がある。 ☑ 一人で日常の買い物をすることができない。 											
7 本.				力混在	月と学校:	タ					
	丁炉/ 丰 (<u> </u>			☑卒業	□中追	<u> </u>	
(主な	:職歴)										
	期	間			勤務分	ŧ		勤務	内容,	役職など	
昭和●⁴	年から	○4	F間	○●ネ	t				事務員		
1	年から	左	F間								
1	年から	左	間								
1	年から	左	間								
(生活	歴)	結婚,	離婚,	家族	の死亡な	<u>ٿ</u>	ı				
昭和	○年	〇月	● E	●夫と	に結婚		昭和 〇	年 〇月	● 田	●夫と離婚	
昭和	●年	〇月	長男	. ● 🖪	H×男を	出産	年	月			
			(病歴)大	きな怪我	、入院な	تع	1			
年月)	病名			入 院	先	年月	入៛	病名	入 院	先
8 7	本人と「	司居中	の家族	矢 • 親]	族につい	17					
続札		氏	名		年齢		(勤務先)	月収	備	考

5 本人の記憶について(すべての項目にチェックを入れてください)

□答えられる

☑答えられない

(1) 自分の氏名を

□候補者が選任されることに賛成している。 □候補者が選任されることに反対している。 ☑意向が分からない(理解できない場合も含む)。 理由 本人が理解できる状態でないため。	
10 本人の財産を、現在事実上管理しているのは誰ですか(該当する項目にチェください)。	<u>:</u> ックを入れて
□本人自身 □中立人(あなた) □その他(氏名及び本人との関係: □誰が管理しているかわからない。)
11 家庭裁判所調査官が本人のところへ面接調査に行く場合がありますが、留意	気点(訪問可能な

時間帯、訪問する際の本人の精神面への注意等)があれば記載してください。

9 本人の後見人等候補者に対する意向(該当する項目にチェックを入れてください)

12 本人の収支,財産について

※ 記入の仕方については「収支予定表・財産目録の記入について」をご確認ください。

【本人の収支予定表】

作成日 平成 ○● 年 ○ 月 ● 日

A 本人の収入

番号	内容(給料, 年金, 福祉手当, 家賃収入等)	月額(円)	保管·管理方法
A(1)	国民年金 通算老齢年金	23,717	D②に振込
A2	厚生年金	94,170	D②に振込
A3	家賃収入	150,000	同上
A4			
A(5)			
A6			
	本人の収入の合計(月額)	(7) 267,887	
	同 上 (年額)	(1) 3,214,644	

B 本人の支出

番号	内容	月額(円)	支払方法
B ①	入院費	95,000	D②から引落し
B2	医療費	4,170	同上
В3	国民健康保険料	10,400	同上
В④	介護保険料	3,400	同上
В⑤	市県民税	5,033	同上
В⑥	固定資産税	15,000	同上
В⑦	住宅ローン	100,000	同上
В®			
в9			
B10			
	本人の支出の合計(月額)	(ウ) 233,003	
	同 上 (年額)	(I) 2,796,036	

A·B 収支の集計表

	月額	年 額
差引き(収支)	(ア)ー(ウ) 34,884	(1)-(I) 418,608

【本人の財産目録】

作成日 平成 ○● 年 ○ 月 ● 日

C 不動産

a 土 地

	7U		1	T	
番号	所 在	地目	地積(㎡)	固定資産評価額(円)	利用状況又は利用予定
a(1)	○●市○●町2番3号	宅地	205.00	12,345,687	b①建物あり
a2	△△市○○町1番2	宅地	103.00	6,786,703	A 3
a3					
a4					
a(5)					
a6					
	合 計			(才) 19,132,390	

<u>b 建物</u>

番号	所 在	種類	床面積(㎡)	固定資産評価額(円)	利用状況又は利用予定
b ①	○●市○●町2番3	居宅	一階70.2 二階50.0	9,845,534	後見人家族住居
b ②	△△市○○町1番2	共同住宅	一階200 二階150	20,134,567	2室を賃貸中
b ③					
b (4)					
	合 計			(h) 29,980,101	

D 預貯金·現金

番号	種類	金融機関名, 支店名	口座番号, 証書番号, 記号番号等	金 額	管理状況
D (1)	通常貯金	ゆうちょ銀行	10000 - 1234567	567,890	申立人
D(2)	普通預金	○○銀行○○支店	9876453	132,456	申立人
D(3)	定期預金	同上	9876534	3,000,000	申立人
D(4)		現金		87,635	申立人
D(5)					
D(6)					
D (7)					
D(8)					
		合 計		(‡) 3,787,981	

E 有価証券(株券, 国債, 社債, 投資信託等)

番号	銘柄	株数等	現時評価額	保護預り証券会社名, 管理者等
E①	利付国債	-0	2,500,000	△△銀行保護預かり
E2				
E ③				
	合 計		(7) 2,500,000	

F その他の資産

番号	内容	評価額,価格等	管理状況
F(1)	生命保険金付養老保険(簡易生命保険)	5,000,000	保険料払込中、申立人管理
F2			
F3			
	合 計	(<i>t</i>) 5,000,000	

G負債

番号	債権者名, 債務内容	残債務額(円)	弁済方法, 返済状況等
G (1)	○●金融公庫(住宅ローン)	13,000,000	返済予定表通り
G ②	×○銀行(連帯保証債務)	2,000,000	主債務者 (申立人) 支払い中
	合 計	(⊐) 15,000,000	

H 今後取得が見込まれる財産

番号	事由	財産の種類	金額	取得時期等
H①	遺産分割	亡甲野一郎名義の土地(○市●町2-1所在)	約20,000,000	平成〇〇年〇月〇日頃
H2	同上	亡甲野一郎名義の預金 (●△銀行●○支店 No.1234567)	約10,000,000	同上
H3				
H4				
H⑤				
H⑥				
		合 計	(#) 30,000,000	

C~H 財産の集計表

	É	計額
C 不動産 の評価額の合計	(オ)+(カ)	49,112,491
D 預貯金 の合計	(‡)	3,787,981
その他(E有価証券, F その他の資産) の合計	(ク)+(ケ)	7,500,000
積極財産(C~F) の合計	(オ)+(カ)+(キ) +(ク)+(ケ)	60,400,472
G 負債 の合計	(⊐)	15,000,000
積極財産から負債を差し引いた、実質的な資産総額	(オ)+(カ)+(キ)+(ク) +(ケ)-(コ)	45,400,472

H 今後取得が見込まれる財産 の合計	(サ)	30,000,000
--------------------	-----	------------

付票3 後見人等候補者について 【専門職に依頼する場合は不要】

※この書面は、必ず候補者自身が記入してください。

記入年月日及び記入者氏名

	平成	○●年	○月	●日	<u>氏名</u>	瀬奈	太郎	ЕД
1			,職業, -○○○	連絡先につ 〇	いて			
	携帯電 職業	電話番号	090-9				<u> </u>	
		た電話番 自宅へ記		(543) 2109 際に家族の7	うに裁判所 判所の名詞			ろしいですか。
		仕事中に	裁判所かまわない	ら携帯に電i □ <u> </u>	舌をしても。 時~_	よろしいて 時なら。	ですか。 たい 口	グバ やめてほしい 勤務先に電話をしても
0	<i> </i>	⊿ か	いですか。 まわない				tu 🗆	やめてほしい
	該	当する 未成年 家庭裁 破産決 本人に	者 判所で成 定を受け		を解任され	へた者	記偶者又は	は親子である者
IJ	身分関係 現在, ^次	系 本 本人と	人の <u> </u>	関係及び交 <u>甥</u> (同居を開 (別居した 面会の状況	始した時期 時期 □月に □半年(期 5 ●年 (回程度	月~) ☑ 2~3 夏 □年ほ	~) 3か月に1回程度 こ1回程度
4	1 -2-5-1- -	* ~ 4V ==	ニー・ハー		口その	•	-)

4 候補者の経歴について

(最終学歴)	卒業又は中退年月と学校名	(生活歴) 結婚,離婚,家族の死亡など
		昭和 63年 3月 〇〇大学 卒業(最終学歴)
○年 ●月		平成 5年 2月 浜松花子と結婚
		平成 7年 11月 長男瀬奈次郎誕生
	☑卒業 □中退	年月

(職歴) 期 間	勤務先	勤務内容,役職など
昭和63年から23年間	社会福祉法人〇〇会	生活支援課主事
平成23年から 年間	ふじのくに事務所	所長
年から 年間		
年から 年間		

5	候補者の健康状態について	
V	3 普通である	
	コ 不安がある(具体的理由)
	過去にかかった大きな病気	

 時期
 ______年頃
 病名

 病名
 ______年頃

6 候補者のご家族について

続柄	氏	名	年齢	職業(勤務先)	1ヶ月の収入	1ヶ月の支出	借入金	備考(同
					(万円)	(万円)	(保証債務を含む)	居•別居
							(万円)	など)
妻	瀬奈	花子	48	専業主婦	0	0	なし	同居
長男	瀬奈	次郎	17	高校生	00	0	なし	同上

7 候補者の経済状況について

(1) 候補者の収入及び支出

	収	入	支 出
収入合計	年額約	●●●● 万円	支出合計 月額 約 ○●○ 万円
	(月平均	000 万円)	
	内	訳	主 な 内 訳
給与•賞与	年額約	万円	生活費, 学費 月額 約 ●●●万円
	(月平均	万円)	住居費
自営業の	年額約	●●●●万円	税金 月額 約 ●○万円
場合の所得	(月平均	000万円)	
不動産収入	年額約	万円	保険料 月額 約 ○●万円
	(月平均	万円	
年金	年額約	万円	ローン返済 月額 約 ○●●万円
	(月平均	万円	
その他	年額約	万円	その他 月額 約 万円
	(月平均	万円	

`	%候補老に収入	がたい提合	▽は候補者の収支が赤字の場合
٠,		ハバタルル悪ロ	- Vは喉神石のルシンかが手の場合

候補者の生活費を負担している方の氏名	<u> </u>	_続柄
負担している方の月収	万円	

(2)	候補者の資産
(\angle)	沃州日り 貝圧

預貯金総額	約	000	7	5円				
土地	☑宅地	口その他	也 糸	勺	m ^²			
建物	☑居宅	口店舗	□共同住宅	口その	D他	延べ約	••	m ^²
有価証券	種類			平価額	約		J	 5円

(3) 候補者の借入金 : ☑有(以下を記入) □無

借入先	借入目的	借入残額	返済額 滞納の有無
○●銀行	住宅ローン	〇〇万円	月 O 万円 賞与時 万円
			☑無□有(か月)
			月 万円
		万円	賞与時 万円
			□無□有(か月)
			月 万円
		万円	賞与時 万円
			□無□有(か月)

8	候補者が本人のために	立て替えた金銭	口有(以下を	記入)	☑無
	金額	内	容	本人からの	返還について
	円			□求める	口求めない
	円			口求める	口求めない
	Н			□求める	□求めない

- 9 後見人等に選任された場合の方針・計画について
 - (1) 療養看護の方針や計画について(今後の生活の拠点,必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話などの予定)

本人の希望により、介護サービスを利用し可能な限り在宅での生活を継続したい。 糖尿病の管理については、訪問看護でフォローする必要がある。 担当ケアマネジャーから日頃の情報をいただくよう努めたい。

(2) 財産管理の方針や計画について(本人の財産に関する契約や処分,多額の入金など、財産の変動の予定があれば、その時期と内容も記載してください)

滞納していた家賃・光熱費については、分割で支払うよう、家主等と調整する。 月2万円は、生活費以外のお小遣いとして自由にお使いいただくよう本人に手渡す。

10 後見人等の役割について

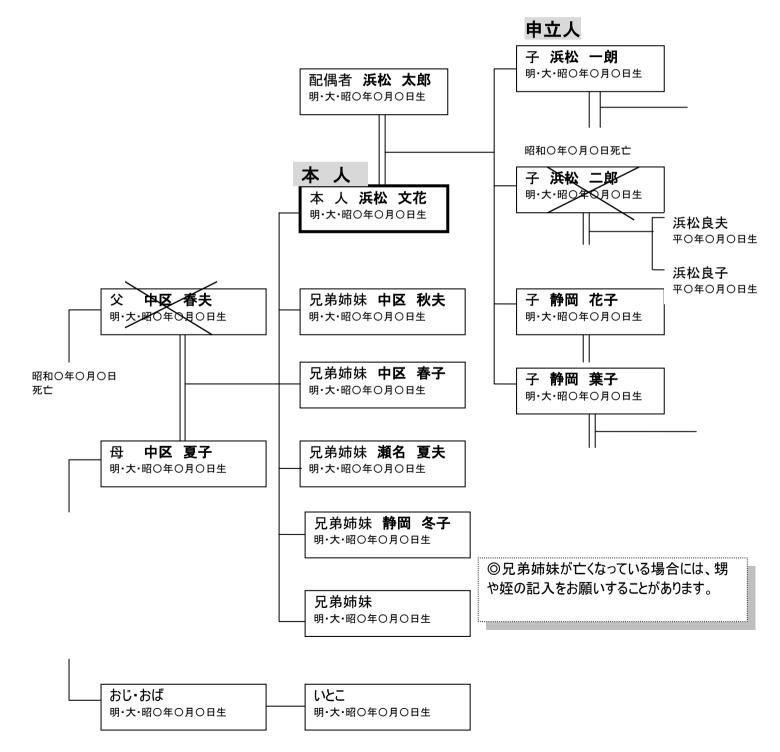
ū	7	立人から「成年後見申立ての手引」を見せてもらいましたか。 すべて読み,内容も理解している。 すべて読んだが,理解できなかった部分がある。 (不明,疑問な点)
		読んでいない、または見せてもらっていない。 →申立人に手引をお渡ししてありますので、お読みください。 なお、静岡家庭裁判所のウェブサイトにも申立ての手引きを掲載しています。
<u> </u>		後見手続説明用ビデオ「成年後見〜利用のしかたと後見人の仕事〜」について 視聴し,内容も理解している。 視聴したが,理解できなかった部分がある。 (不明,疑問な点)
		視聴していない →裁判所のウェブサイトで動画を配信しておりますのでご覧ください。 裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/)→トップページ画面右側メニュー「動画配信」 →成年後見手続説明用ビデオ「成年後見~利用のしかたと後見人の仕事~」

親族関係図

記入例を参考にして、次の関係図を作成してください。

記入例

- ◎ すでに亡くなった方も記載し、×印をつけ死亡年月日を記入してください。
- ◎ 子が亡くなっているときは、孫も記入してください。
- ◎ 同居している方同士は実線で囲んでください。



(別紙)

代理行為目録

必要な代理行為をチェックしてください(例=☑)。
内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に裁判所が決めます。
1 財産管理関係
(1) 不動産関係
□①本人の不動産に関する取引(□売却, □担保権設定, □賃貸, □)
□②他人の不動産に関する(□購入,□借地,□借家)契約の締結・変更・解除
□③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
(2) 預貯金等金融関係
□①預貯金に関する金融機関等との一切の取引(解約・新規口座の開設を含む。)
□②その他の本人と金融機関との取引(□貸金庫取引,□保護預かり取引,□証券取引,□為替取引,□
信託取引,□
(3) 保険に関する事項
□①保険契約の締結・変更・解除
□②保険金の請求及び受領 (1) 「
(4) その他
□①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続(□家賃・地代、□年金・障害手当金その他の社会保障
給付, 口その他)
□②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続(□家賃・地代,□公共料金,□保険料,
□ローンの返済金, □その他)
□③本人の負担している債務の弁済及びその処理
2 相続関係
□①相続の承認・放棄
□②贈与, 遺贈の受諾
□③遺産分割又は単独相続に関する諸手続
□④遺留分減殺の請求
3 身上監護関係
□①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
□②要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
□③福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結・変更・解除及る
費用の支払
□④医療契約及び病院への入院に関する契約の締結·変更·解除及び費用の支払
4 登記·稅金·訴訟
□①税金の申告・納付
□②登記・登録の申請
□③本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授権事項
含む。) (*保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。)
日も。)(**株佐人文は補助人が自該訴訟行為に りいて訴訟に埋入さなる資格を有する者であるとき。) □④訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。)について、当該行為につき訴訟代理人とな
資格を有する者に対し授権をすること 5. 3044
5 その他 ロ(1) Look 東致の処理に必要な悪円のませ
口①以上の各事務の処理に必要な費用の支払
□②以上の各事務に関連する一切の事項
* 民法上、代理行為を特定するべきことになっていますので、「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」とし

以上

った包括的代理権の付与は許されません。

(別紙)【補助開始申立用】

保佐の場合には、自動的に下記の範囲について 同意権・取消権が付与されます。

同 意 行 為 目 録

作成者

必要な行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)にチェックしてください。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

(1)	の領収又は利用) 預貯金の払戻し) 金銭の利息付貸付け
(1)	・又は保証) 金銭消費貸借契約の締結(貸付けについては1又は3にも当たる。)) 債務保証契約の締結
(1) (2) (3) (4) (4) (5) (6)	産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為 本人所有の土地又は建物の売却 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定 贈与又は寄附行為 商品取引又は証券取引 通信販売(インターネット取引を含む)又は訪問販売による契約の締結 クレジット契約の締結 金銭の無利息貸付け
4 5	訴訟行為 (相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。) 和解又は仲裁合意
6	相続の承認若しくは放棄又は遺産分割
7 თ	贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈 承認
8	新築、改築、増築又は大修繕
9	民法602条に定める期間を超える賃貸借

「登記されていないことの証明申請書」 (後見登記等ファイル用) 請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。 なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。 02

法務局

								平成	年 月 日申請
	住								収入印紙 を 貼るところ
請求される方	(フリガナ)							,
(請求権者)	氏	名		ì	連絡先(電話	(番号) (FI)	収入場
	証明を受ける方との影	縣 □ 本人	□ 配偶者 □				その作	也 ()	4 7 7
1 100 -43	住	听							収入 知紙 印紙
代理人	(フリガナ))							- : さ
頼まれた方)	氏	名			-t-44 H- (275-22) (A)	0
15 14 45				j	連絡先(電話	话番号) (4)	0000
返送先	住								1通につき300円
の返信先を指定され る場合に記入)	宛	先 源信用封	笥にも同一事項を必	ポルス					※割印はしないでください。
添付書類	□ 委任状				代表者が計員等の	分を申請する	時に社員	等から代表者への委任状も必要)	-
(本人が請求する	戸籍謄	妙本等親族	関係を証する	書面	(本人の配偶者	 四親等 	内の親筋	(が申請するときに必要)	
場合は不要)	□ 法人の	代表者の資格	各を証する書	面 (法	人が代理人と	して申請す	るとき	に必要)	
	□ 成年被	後見人,被任	呆佐人とする	記録	がない。(後見・保	佐を受	けていないことの証明が	必要な方)
証明事項	□ 成在被	終目人 納(早仕人 海浦	1 tt	レオス記録	是がたり	a (※目・保佐・補助を受け	ていないことの証明が必要な方)
(いずれかの□に チェックしてくだ さい)									(3。(後見・保佐・補助・任意
5(1)			本に八、 (奴 ffl))証明が必要な方)	奶八,	, 正总依5	己关 称10	//4/	(こうの記跡がない	/3 ₀ (夜兄·床佐·柵助・吐息
	こ その他	()	とする	る記録がない。(上	記以外の証明を必要とする場合)
		情求通数は 証印	目を受ける方の				$\overline{}$		
請求通数	1 1	詰めで記入 てください。氏名							
◎証明を受け	る力 この部	分を複写して	証明書を作成す	るため	り,字画をは	つきり	노, 住	所または本籍は番号,	地番まで記入してください。
(1)B	6 名								
	III.	治 大正 昭和	1 平成 西暦	1					
(2)4	宝年月日 「		一 ま						
				<u> </u>			一 白	/ 1	
		都道府県	! 名				市区	郡 町 村 名	
36	i: 所				丁目 大	字 地	番		
		都道府県	名				市区	郡町村名	
44	 籍								
丁目 大字 地番(外国人は国籍を記入)									
国籍									
提出先	から特に指定がた	ない場合は, 住剤	「または本籍 (外国	人の場	場合は④に☑し	, 正しい	1国籍名	る)のいずれかを記入して	てください。
記入方法: 1. 証明を				タ ロ	<u>ウー </u> と	芸詰め (氏	と名	-t- 1 pts 321 Mes 4	N .
の間1字空き)でカタカナで記入してください。 本人確認資料 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。 □請求権者 3. 生年月日欄は,例えば,昭和に図し □ 14 0 年 □ 11 月 □ 11 日と右詰めで記入。 □ 12 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7									
4. 郵送請	求の場合は、返信所	8和に☑し[用封筒(あて名を¶	4 0 年 1 いて、切手を貼った	」月 [ともの)	:1_ 日と右 を同封し下記(話めで記 <i>り</i> りあて先に	。 送付	□代理人	
してく 申請書送付先:〒102-	ださい。 -8226 東京都千代	田区九段南1-1-15	九段第2合同庁舎	東京	法務局民事行政	故部後見登	録課	□運転免許	
(登記所が	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年	月	日	□健 康 保 険 ῗ	
記載します)				交社	年	月	В	□そ の 他	

<戸籍謄本公用申請例>

第 0 0 0 0 1 号 平成 年 月 日

〇〇市長 様

ふじのくに 市長 静岡 静雄

戸籍謄本等関係書類の交付について(依頼)

老人福祉法第32条(又は知的障害者福祉法第28条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条11の2)に基づき、下記に記す者の戸籍状況の把握が必要となったため、以下の書類を交付くださるようお願い申し上げます。

- 1. 対象者 〇〇 〇〇 (昭和 〇年 〇月 〇日生)
- 2. 必要とする書類

(1) 戸籍謄本 1通

① 本 籍 地 瀬奈県瀬奈市瀬奈町2-3

② 筆 頭 者 甲野一郎

③ 対象者との関係 祖父

(2) 戸 籍 附 1通

(3) 改正原戸籍 1通

(4) 除籍 謄本 1通

初めて発行依頼する戸籍は、改正原戸籍等 (2)~(4)もあわせて依頼すると、一度の依頼で 取得できます。

また、戸籍附票には現在の住民登録地が記載されており、104番に電話をして、現在の電話番号が判明することがあります。

3. 特記

対象者の親族を至急探しています。上記以外に該当する戸籍がありましたらご連絡いただけると幸いです。

記入しておくと、請求先の自治体戸籍担当者から連絡がある場合があり、親族調査がはかどります。

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇

<登記事項証明書(不動産登記関係)公用申請例>

第 0 0 0 0 2 号 平成 年 月 日

○●地方法務局長 様

ふじのくに 市長 静岡 静雄

登記事項証明書の公用申請について

老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)の規定に基づき、〇〇開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

)

- 1. 不動産 種別 建物
 - ○●市○町●丁目 ○番地家屋番号または所有者名 ○○○○
- 2. 請求事項 以下☑のあるものをお願いします。
- ☑ 全部謄本(全部事項証明書)
- □ 昭和・平成 年 月 日の登記事項
- □ 現に効力のある部分の謄本(現在事項書)
- □ 所有者の住所
- □ 共同担保目録()第 号
- □ その他(

3. 手数料について

登記手数料令第19条により免除

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇

<固定資産評価証明書の公用申請例>

第 0 0 0 0 3 号 平成 年 月 日

〇〇市長 様

ふじのくに 市長 静岡 静雄

固定資産 評価額証明書等の公用申請について

老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障碍者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)の規定に基づき、〇〇開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

- 1. 対象者氏名 〇〇 〇〇 (生年月日 年 月 日生)
- 2. 所有不動産

種別 建物 〇〇市〇町〇丁目 〇番地

家屋番号 〇〇〇〇

3. 請求事項

以下☑のあるものをお願いします。

☑ 評価証明 (最新年度) · 年度)

☑ 固定資産税 納税証明 (最新年度) 年度)

☑ 市県民税 納税証明 (最新年度) 年度)

□ その他()

- 4. 手数料について
 - ●●市手数料条例第〇条により免除

(※あらかじめ相手方市町村の根拠となる規定を確認の上、記載する)

【担当】ふじのくに高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇

く後見見開始審判の費用負担に関する上申書例>

※申立書の費用上申欄にチェックを入れることにより代えることが出来ます。

第 0 0 0 0 4 号 平成 年 月 日

静岡家庭裁判所御中

ふじのくに市長 静岡 静雄

上申書

下記の方については、本人及び親族等の申立てが期待できない状況にあり、本人の福祉を図るため、 老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)に基づき、申立てを行いますが、申立て費用については、家事事件手続き法第 28 条に基 づき、本人に負担すべき旨を命じられるようお願い申し上げます。

なお、本人の費用負担能力についてですが、下記に示すとおり、預貯金等がありますので、費用負担が可能と思われることを申し添えます。

<審判の申立て内容>

1. 氏名 静岡 花子

2. 住所 ふじのくに市中町 1-2

3. 審判請求の類型 〇〇開始

4. 申立費用 〇〇〇〇円

(内訳) 申立手数料 円

登記手数料円郵便切手代円鑑定料円

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇

<申立て費用求償請求例>

第 0 0 0 0 5 号 平成 年 月 日

静岡 花子 様 (被後見人氏名)

ふじのくに 市長 静岡 静雄

後見開始の審判請求に要した費用の請求について

平成〇年〇月〇日に、老人福祉法第32条(又は知的障害者福祉法第28条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条11の2)に基づき、民法第〇条に規定する審判の請求を静岡家庭裁判所〇〇支部に行いましたので、これに要した費用について納付願います。

- 1 審判請求の内容
- (1) 氏名 静岡 花子
- (2) 住所 ふじのくに市中町 1-2
- (3) 審判請求の類型 〇〇型
- 2 審判請求に要した費用
- (1) 印紙代等 〇〇〇 円
- (2) 診断書代 〇〇〇 円
- (3) 鑑定料 〇〇〇 円

合計 〇〇〇〇 円

- 3 費用の納付について
- (1) 請求金額 〇〇〇〇 円
- (2) 納付期限 〇年〇月〇日

同封の納入通知書により金融機関でお納めください。

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇

<親族への通知文例>

第 0 0 0 0 6 号 平成 年 月 日

静岡 太郎 様

ふじのくに 市長 静岡 静雄

○○開始の審判請求について

〇〇の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、瀬奈文花様におかれましては、過日電話にて御説明させていただきましたが、事理弁識能力が不十分な常況と考えられ、ご本人の福祉サービスなどの身上配慮や財産管理について、後見人等の選任が早急に必要な状況にあると思われます。

つきましては、〇〇開始の審判請求について、ご意思の確認をさせていただきたいので、お手数ですが平成〇〇年〇月〇日までに下記の担当まで御連絡をお願い申し上げます。

なお、今後の福祉をはかるため、特に必要があると思われますので、連絡がなかった場合であっても、 〇〇〇〇法〇〇条の規定に基づき、文芸市において、〇〇開始の審判請求手続きをすすめますので、 ご承知おきくださるようお願い申し上げます。

<審判請求の内容>

1 氏 名 瀬奈 文花

2 住 所 文芸市中町 1-2

3 審判請求の類型 〇〇開始

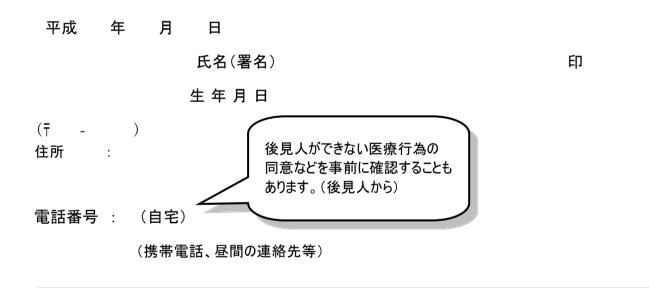
電話で連絡がとれた親族に、後見申立てに ついて説明し、その際に申立てに同意しな かった親族への通知例。

親族との連絡可否や同意の状況によって、 通知例は様々なパターンが考えられます。

【担当】静ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇

同 意 書

- 1 私は、本人(**※本人の名前**)の(**※本人との続柄(関係**))です。
- 2 私は、静岡家庭裁判所に申立て中の後見(保佐・補助)開始事件について、次のことに 同意します。
- (1) 本人(**※本人の名前**)について、後見(保佐・補助)開始の審判をすること。 (鑑定結果により、申立ての趣旨を変更(例えば保佐から後見に)する場合を含む。)
- (2) 本人の成年後見人(保佐人・補助人)に、候補者(※候補者の名前)が就職すること。
- 3 私は、本件後見(保佐・補助)開始の可否及び後見人(保佐人・補助人)の人選に関して、私の 意見と決定内容が異なる場合もあることを承知しています。



同意書の記載方法

1について

本人の氏名と本人との身分関係(例えば、父母、兄弟姉妹、甥、姪など)を記入してください。

2について

- (1)に本人の氏名、(2)に後見人(保佐人・補助人)候補者の氏名を記入してください。
 - ※後見人(保佐人・補助人)候補者に第三者が就職することを予定している場合には「第三者」と記入してください。
 - ※ 同意した方の署名・押印をお願いします。
 意見がある場合は、同意書の余白に記入してください。

<親族の同意が得られないときの上申書例>

第 0 0 0 0 7 号 平成 年 月 日

静岡家庭裁判所 御中

ふじのくに 市長 静岡 静雄

上記の後見開始の審判申立事件について、下記のとおり、ご報告いたします。

当市では、本人の推定相続人である次男の瀬奈太郎氏に対し、平成25年7月1日、郵送にて、本人の後見開始の申立てを行う旨を連絡し、同意する場合には、平成25年7月20日までに、同意書を当市まで、返送するよう依頼しました(別添資料)。

しかし、本日まで、同意書の返送はなく、瀬奈太郎氏から電話等の連絡も一切ありませんでした。なお、これまでも本人と瀬奈太郎氏は 20 年以上連絡をとっていない間柄であり、今後も連絡がとれない状況が推測されます。

添付資料

1. 〇〇開始の審判請求について (瀬奈 太郎氏宛て)

1通(写し)

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇 電話 〇〇〇〇〇